

# 山口県報

平成 29 年  
3 月 14 日  
(火曜日)

## 目 次

○規則  
公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一

○告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二

○公告  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………四

県営南河内地区中山間地域総合整備事業(大山換地区)の換地処分(農村整備課)……………五

県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………五

県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………五

種畜証明書の交付(畜産振興課)……………六

公共測量の実施の終了(二件)(監理課)……………六

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六



公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五号

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十八年山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条」の下に「並びに地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号。以下「政令」という。)第三十条」を加える。

第十八条第一項中「第二章第十一節第八十四」を「第一章第十一節第八十五」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(出資の認可の申請)

第十八条 法人は、法第七十七条の三の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名(出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事業所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所)
- 二 出資に係る財産の内容及び評価額
- 三 出資を行う時期
- 四 出資を必要とする理由
- 五 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 出資先の定款その他の基本約款(出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書)又はこれに準ずるもの
- 二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

本則に次の三条を加える。

(長期借入金金の認可の申請)

第二十条 法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による長期借入金金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 長期借入金金の額
- 三 借入先
- 四 長期借入金金の利率
- 五 長期借入金金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限  
七 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書類を添えなければならない。

(公立大学法人債券の発行の認可の申請)

第二十一条 法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による政令第二十一条に規定する公立大学法人債券（以下単に「公立大学法人債券」という。）の発行の認可を受けようとするときは、公立大学法人債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 発行を必要とする理由

二 政令第二十三条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 公立大学法人債券の募集の方法

四 発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、公立大学法人債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 作成しようとする公立大学法人債券申込証

二 公立大学法人債券の発行により調達する資金の用途を記載した書類

三 公立大学法人債券の引受けの見込みを記載した書類

(償還計画の認可の申請)

第二十二条 法人は、法第七十九条の四の規定による認可を受けようとするときは、法第二十七条第一項前段の規定による届出後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限

四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法人が償還計画の変更の認可を受けようとするときについて準用する。この場合において、同項中「法第二十七条第一項前段の規定による届出後遅滞なく」とあるのは、「その都度」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県告示第七十八号



瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年三月十四日から同年四月三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日本化薬株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日本化薬株式会社厚狭工場

所在地 山陽小野田市大字郡二三〇〇番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $l$ / $d$ )	工事着手 予 定 日 年 月 日	工事完成 予 定 日 年 月 日	使用開始 予 定 日 年 月 日
三三ーイ	二、三〇〇	平成二九、 四、二〇	平成二九、 五、一〇	平成二九、 五、一一
〃	一、〇〇〇	〃	〃	〃
備考 「三三ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。				
			使用時間 間隔	使用の 方法 一日当た りの使用 時間
			連 続	季節的変 動の概要
			二 四時間	変動なし





(六七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年三月十四日から同年七月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ニトリ岩国店

所在地 岩国市新港町三丁目三九六七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社ニトリ

住 所 札幌市北区新琴似七条一丁目二番三九号

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所

株式会社ニトリ 札幌市北区新琴似七条一丁目二番三九号

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十一月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、四二三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五六台

(二) 駐輪場の収容台数

一四台

(三) 荷さばき施設の面積

九〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻

閉店時刻

株式会社ニトリ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十九年三月一日

(六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年十月二十八日山口県公告（四三四）に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月十四日から同年四月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三二二の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年十月二十八日山口県公告（四三五）に係る大規模小売店舗について次のとおり

周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月十四日から同年四月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十月二十八日山口県公告(四三三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月十四日から同年四月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス新山口駅店

所在地 山口市小郡平成町一の七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(七一) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業(大山換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営南河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る大山換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

平成二十九年三月一日

二 換地処分の内容

県営南河内地区中山間地域総合整備事業(大山換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(七二) 県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年三月十五日から同年四月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七三) 県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間



平成二十九年三月十五日から同年四月三日まで  
縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(七四) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
一一四〇八五 一四二九八	幸太郎		和 種	平成二七、 二、二六	山 口 県	級外	美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

(七五) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域  
岩国市小瀬
- 三 作業の期間  
平成二十八年七月十一日から平成二十九年一月三十一日まで

(七六) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年三月十四日印刷  
平成二十九年三月十四日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

岩国市長野字長野尻

三 作業の期間

平成二十八年十二月十五日から平成二十九年二月十日まで

(七七) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画道路三・五・百十光ヶ丘線  
周南都市計画道路三・五・百十一川園線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課